黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例施行規則

(平成27年3月31日規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例(平成27年条例第6号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

- 第2条 条例第4条第1項の規定による申請は、別記第1号様式の黒松内町医療保健福祉職員養成 修学資金貸付申請書を町長に提出してしなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 誓約書(別記第2号様式)
- (2) 戸籍抄本又はこれに代わる書面
- (3) 修学資金(条例第2条第1項に規定する修学資金のうち条例第2条第1項第1号イに規定する医師修学研修資金を除いたものをいう。以下同じ。)の貸付けの申請者にあっては、在学する養成施設の在学証明書又は在学しようとする養成施設の入学試験の合格通知書
- (4) 研修資金(条例第2条第1項第1号イに規定する医師修学研修資金をいう。以下同じ。)の 貸付けの申請者にあっては、臨床研修等(条例第1条に規定する臨床研修等をいう。以下同じ。) を受けている病院の勤務証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金運営委員会)

- 第3条条例第4条第2項に基づき行う修学資金等の貸付申請に対する意見については、次の組織により行うものとする。
 - (1) 名称 黑松内町医療保健福祉職員養成修学資金運営委員会
 - (2) 委員数 10 名以内
 - うち 町職員の中から 4名以内 有識者の中から 6名以内
- 2 委員は、町長が委嘱する。
- 3 会議は、副町長が招集する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長を置き委員の互選をもってする。
- 6 委員会の議事は、黒松内町議会委員会条例(昭和62年条例第10号)を準用することとし、手当及 び旅費、費用弁償については報酬及び費用弁償支給条例(昭和30年条例第34号)による。

(借用証書の提出)

- 第4条 条例第4条第2項の規定による貸付けの決定の通知を受けた者は、別記第3号様式の黒松 内町医療保健福祉職員養成修学資金借用証書を町長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する借用証書の作成に要する費用は、当該通知を受けた者が負担しなければならない。

(修学資金等の交付)

第5条 修学資金等(条例第2条各項に規定する修学資金をいう。以下同じ。)は、毎月21日までに当月分を交付するものとする。ただし、初回のみ貸付の決定をした日の属する月の翌月の10日までに交付するものとする。

(連帯保証人の変更の届出)

第6条 条例第5条第3項の規定による連帯保証人の変更の届出は、別記第4号様式の連帯保証人変更届出書により行わなければならない。

(貸付期間の延長)

- 第7条 条例第6条第4項の規定による貸付期間の延長を求めようとする者は、別記第5号様式の 黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付期間延長申請書にその理由を証明する書類を添え て、町長に申請しなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、貸付期間の延長の可否を決定し、その旨を 当該申請者に対し通知するものとする。

(返還の債務の免除の通知)

第8条 町長は、条例第7条第1項の規定により返還の債務の免除を行ったときは、修学資金等の貸付けを受けた者(当該貸付けを受けた者が死亡した場合にあっては、その連帯保証人又は遺族)にその旨を通知するものとする。

(勤務の中断の承認)

- 第9条 条例第7条第2項の規定により承認を受けようとする者は、別記第6号様式の町内医療機 関等勤務中断承認申請書にその理由を証明する書類を添えて、町長に申請しなければならない。
- 2 第7条第2項の規定は、条例第7条第2項の承認の決定の場合について準用する。

(町内医療機関等勤務期間の計算)

- 第10条 条例第7条第1項に規定する町内医療機関等勤務期間を計算する場合においては、本町等において医療職員等として勤務した日の属する月から当該医療職員等でなくなった日の属する月までの月数を算入するものとする。ただし、当該医療職員等でなくなった月において再び本町等において医療職員等として勤務したときは、その月を1月として算入するものとする。 (違約金の徴収の方法)
- 第11条 条例第9条第1項の規定による違約金の徴収は、修学資金等の返還を受ける際、同項の 規定により計算した額を徴収する方法によるものとする。

(違約金等の減免)

- 第12条 条例第9条第3項の規定により違約金又は遅延利息の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第7号様式の黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金返還金等減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、町長に申請しなければならない。
- 2 第7条第2項の規定は、違約金又は遅延利息の減免の決定の場合について準用する。 (返還の猶予)
- 第13条 条例第10条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、別記第8号様式の黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金返還猶予申請書に同条各号に掲げる事由を証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 第7条第2項の規定は、返還の債務の履行の猶予の決定の場合について準用する。 (返還の債務の減免)
- 第14条 条例第11条の規定により修学資金等の返還の債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第7号様式の黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金返還金等減免申請書に同条各号に掲げる事由を証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 第7条第2項の規定は、返還の債務の減免の決定の場合について準用する。(貸付けを受けた者の届出義務)

- 第15条 条例第12条の規定により修学資金等の貸付けを受けた者が貸付けを受けた修学資金等の返還の債務を免除されるまでの間又は返還を終了するまでの間に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を当該各号に定める届出書により町長に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名等変更届出書(別記第9号様式)
- (2) 修学資金の貸付けを受けた者が卒業し、修了し、又は退学したとき 卒業(修了、退学)届 出書(別記第10号様式)
- (3) 修学資金の貸付けを受けた者が休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学(停学)届出書(別記第11号様式)
- (4) 修学資金の貸付けを受けた者が復学したとき 復学届出書(別記第12号様式)
- (5) 臨床研修等を中止し、若しくは休止したとき、又は臨床研修等に復帰したとき 臨床研修等 中止(休止、復帰)届出書(別記第13号様式)
- (6) 研修資金の貸付けを受けた者が、条例第1条に規定する臨床研修等を開始したとき 臨床研修等届出書(別記第14号様式)
- (7) 本町等において医療職員等となったとき 町内医療機関等勤務届出書(別記第15号様式)
- (8) 本町等において医療職員等でなくなったとき 退職届出書(別記第16号様式)
- (9) 本町等において医療職員等の業務に従事した期間が、条例第7条第1項第1号又は第2号の 規定により返還の債務の免除を受け得る期間に達したとき 勤務期間満了届出書(別記第17号 様式)
- 2 修学資金等の貸付けを受けた者は、本町等において医療職員等の業務に従事した場合には、当該貸付けを受けた修学資金等の返還の債務を免除され、又は返還を終了するまでの間、毎年4月15日までに、同月1日現在の勤務状況等を別記第18号様式の勤務状況等届出書により町長に届け出なければならない。ただし、当該年の4月1日から同月15日までに前項第7号から第9号までのいずれかに該当し、同項の規定による届出をした年については、この限りでない。

(連帯保証人の届出義務)

第16条 連帯保証人は、住所、氏名又は職業の変更をしたときは、別記第19号様式の連帯保証人住所等変更届出書により、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(死亡届の提出)

第17条 修学資金等の貸付けを受けた者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、別記第20号様式の借受者死亡届出書に当該貸付けを受けた者の死亡診断書又は当該貸付けを受けた者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくはこれらに代わる書面を添えて、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- (黒松内町国民健康保険病院奨学資金貸付規則の廃止)
- 2 黒松内町国民健康保険病院奨学資金貸付規則(昭和49年規則第3号)は、廃止する。

	黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付申請書																				
												※決	定都	番号			第	î		号	
	∃ 1 /∖ ⊢	₽₽₽₽	快															年	月		日
<u></u>	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	勺町長	様											申請	者	氏名					
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	次のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例第4条															至4条					
第1	第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。																				
	なお、貸付けを受けることとなった場合は、同条例及び黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条 例施行規則の規定を遵守し、本町及び関係事業所において所定の期間、医療職員等として従事することを																				
	例他们規則の規定を遵守し、本可及の関係事業所において所定の期间、医療職員等として促事することを誓います。																				
	Š	Ŋ	が	な										i c mil							
	氏			名								学、 の養,		 色設							
本	生及	年 び	月 年	日齢			年		月満	日 歳)	名	及び	ド 科	名							
	~ •		'		(仙	成)	貸	付	希	望				年	月	日	から
		晉等登 登 録			(年	号) 月		日登録	期			間				年	月	日	まで
	本			籍																	
人	現電	住居	所 及 番	び 号	∓ ()	_	_													
	帰?	省先任	主所及	支び	Ŧ																
	電る	<u>話</u> り	<u>番</u> が	<u>号</u> な	()		_													
連	氏		/~	名																	
帯	生	年	月	日				:	年	月	日							年		1	日
保	本	請者る		対係 籍																	
'	現	住月	<u></u>		Ŧ							〒									
証	電	話	番	号	()	-					()							
人	職参	考	事	業 項																	
		<u> </u>		-	# #V 4	- III I	· .d-: /口	/s-ts	LITHA	D * 4	. 	<u> </u>	₽/I	A F.	~ TD		1. 10	A-11	1. > 1		1.6+ 2V.
資金	を等り	こつい	てー							員養成作 す。	多子 質	(金)	貳们	余例(77規	正に	より	寅竹() り ス	した	修子
5	県松F	为町長	禄															年	月		日
														R証人 R証人				•	. •		

注1 ※欄は記入しないこと。

2 申請者が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人は申請者の法定代理人とすること。

誓 約 書

年 月 日

黒松内町長 様

申請者(本人)住 所

氏 名

法定代理人 住 所

氏 名

ⅎ

私は、黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例に基づき修学資金等の貸付けを受けることになったときは、同条例及び黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例施行規則の規定を遵守し、同条例第7条の規定に該当することとなる期間、本町及び関係事業所において医療職員等として従事することを誓約します。

注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。

別記第3号様式(第4条関係)

黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金借用証書

年 月 日

黒松内町長 様

借受者住所

氏名 @

連帯保証人 住 所

氏 名 回

連帯保証人 住 所

氏 名 @

次のとおり借用します。

なお、返還については、黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例の定めるところに従い、誠実に相違なく返還します。

借受額 円

年 月 日から

月分

年 月 日まで

							-	連帯	保記	正人	変り	更届	出事	書								
Ë	県松F	勺町長	様																			
														借受	全者	住氏	所 名					
ど	次のと	とおり	連帯係	呆証ノ	人の変	更が	あっ	たの゛	で、)	届け	出ま、	す。										
新	ふ氏	り	が	な 名																		
新たな連帯保証	生	年	月	月														年	F.	月	日	
な 連	借	受者と	: のほ	 ほぼ																		
帯	本			籍																		
	現電	住所話	斤 及 番	び 号	Ŧ ()		_														
	職			業																		
従	ふ氏	り	が	な 名																		
従前(生	年	月	日														年	Ę.	月	日	
の連帯保証	借	受者と	: のほ	[原																		
帯促	本			籍																		
	現 電	住所話	斤 及 番	び 号	₹ ()		_														
	職			業																		
変	更	の	理	由																		
上記借受者に係る黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例の規定により貸し付けられた修学 資金等について一切の債務を連帯して保証します。																						
																		年	Ē	月	日	
Ë	県松P	为町長	様																			
												· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	折連 持	特保 証	E人	氏	名				(1)	

黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付期間延長申請書

年 月 日

黒松内町 様

次のとおり黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例第6条第4項の規定による修学資金の貸付期間の延長を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

理 由

注 申請の理由を証明する書類を添付すること。

別記第6号様式(第9条関係)

町内医療機関等勤務中断承認申請書

年 月 日

黒松内町長 様

申請者 住 所 氏 名

次のとおり黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例第7条第2項の規定による町内医療機関等の勤務の中断の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 勤務している医療機関等
- 2 中断期間年月日から年月日まで月
- 3 中断しなければならない理由

注 中断しなければならない理由を証明する書類を添付すること。

里	松内	加压	睿保	健福:	計離	昌兼	战修	学咨	金返還	全	垒 減	免由	: 詩書
111	*/1_/ P		. // // // //	IXH IHI	111.44		カメルシ	-	11/2/2/11	S 117	T 1/PX	717 1	· пн 🖶

年 月 日

黒松内町長 様

申請者 住 所 氏 名 **@**

次のとおり黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例第11条 (第9条第3項) の規定による返還金 (違約金、遅延利息) の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 借受者
- 2 貸付金額 円
- 3 返還金(違約金、遅延利息)額 円
- 4 減免申請額 円
- 5 申請の理由
- 注1 本人の申請が不可能な場合の申請者は、連帯保証人とする。
 - 2 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。

別記第8号様式(第13条関係)

黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金返還猶予申請書

年 月 日

黒松内町長 様

申請者 住 所 氏 名

次のとおり黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金等貸付条例第10条の規定により修学資金等の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 未返還額 円
- 2 猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月
- 3 申請の理由
- 注 申請の理由を証明する書類を添付すること。

氏名等変更届出書

年 月 日

黒松内町長 様

借受者 住 所 氏 名

次のとおり住所(氏名)を変更したので届け出ます。

新住所(氏名)旧住所(氏名)

注 氏名の変更の場合は、戸籍抄本又はこれに代わる書面を添付すること。

別記第10号様式(第15条関係)

卒業(修了、退学)届出書

年 月 日

黒松内町長 様

借受者 住 所

氏 名

年 月 日卒業(修了、退学)したので届け出ます。

注 卒業の場合は卒業証書の写しを、修了の場合は修了証書の写しを添付すること。

休学(停学)届出書

年 月 日

黒松内町長 様

借受者 住 所

氏 名

次のとおり休学した(停学の処分を受けた)ので届け出ます。

1 休学(停学)期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 休学(停学)理由

注 休学が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添付すること。

別記第12号様式(第15条関係)

復 学 届 出 書

年 月 日

黒松内町長 様

借受者 住 所

氏 名

年 月 日復学したので届け出ます。

臨床研修等中止 (休止、復帰) 届出書

年 月 日

黒松内町長 様

借受者住所氏名

年 月 日臨床研修等を中止(休止、臨床研修等に復帰)したので届け出ます。

- 1 休止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 休止理由
- 注1 上記1及び2は、休止の場合に記入すること。
 - 2 休止が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添付すること。

別記第14号様式(第15条関係)

臨床研修等届出書

年 月 日

黒松内町長 様

借受者 住 所 氏 名

次のとおり臨床研修・専門研修を開始したので届け出ます。

- 1 臨床研修・専門研修病院の名称及び所在地
- 2 臨床研修・専門研修の開始年月日 年 月 日

上記の者は、当病院において 年 月 日から臨床研修・専門研修を開始したことを証明します。

年 月 日

所在地

名 称

病院長(氏名)

印

注 医師免許証の写しを添付すること。

別記第15号様式(第15条関係)

町内医療機関等勤務届出書

年 月 日

黒松内町長 様

借受者 住 所

氏 名

次のとおり町内医療機関等に勤務したので届け出ます。

- 1 町内医療機関等の名称及び所在地
- 2 勤務年月日 年 月 日
- 注 町内医療機関等の長の勤務証明書を添付すること。

別記第16号様式(第15条関係)

退 職 届 出 書

年 月 日

黒松内町長 様

借受者 住 所

氏 名

次のとおり町内医療機関等を退職したので届け出ます。

- 1 退職した町内医療機関等の名称及び所在地
- 2 退職年月日 年 月 日
- 3 退職理由
- 注 退職が業務に起因する心身の故障によるものであるときは、町内医療機関等の長のその事由を証明する書類及び医師の診断書を添付すること。

別記第17号様式(第15条関係)

勤務期間満了届出書

年 月 日

黒松内町長 様

借受者 住 所 氏 名

次のとおり、黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例第7条の規定により返還の債務の免除を受けることができる期間、町内医療機関等に勤務したので届け出ます。

- 1 勤務した町内医療機関等の名称及び所在地
- 2 勤務期間満了年月日 年 月 日
- 注 勤務した町内医療機関等(2以上に及ぶ場合にあっては、最後に勤務した町内医療機関等)の長の勤務証明書を添付すること。

別記第18号様式(第15条関係)

勤務状況等届出書

年 月 日

黒松内町長 様

借受者 住 所 氏 名

年4月1日現在の勤務状況等について、次のとおり届け出ます。

勤務している町内医療機関等の名称及び所在地

注 勤務している町内医療機関等の長の勤務証明書を添付すること。

連带保証人住所等変更届出書

年 月 日

黒松内町長 様

連帯保証人 住 所 氏 名

次のとおり住所(氏名、職業)を変更したので、届け出ます。

新住所(氏名、職業)旧住所(氏名、職業)

別記第20号様式(第17条関係)

借受者死亡届出書

年 月 日

黒松内町長 様

届出義務者 住 所

氏 名

次のとおり修学資金等の借受者が死亡したので届け出ます。

- 1 死亡した借受者の氏名
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 死亡原因

注 町内医療機関等の勤務期間中に死亡した場合において、当該死亡が業務に起因するものであるときは、当 該町内医療機関等の長のその事実を証明する書類を添付すること。